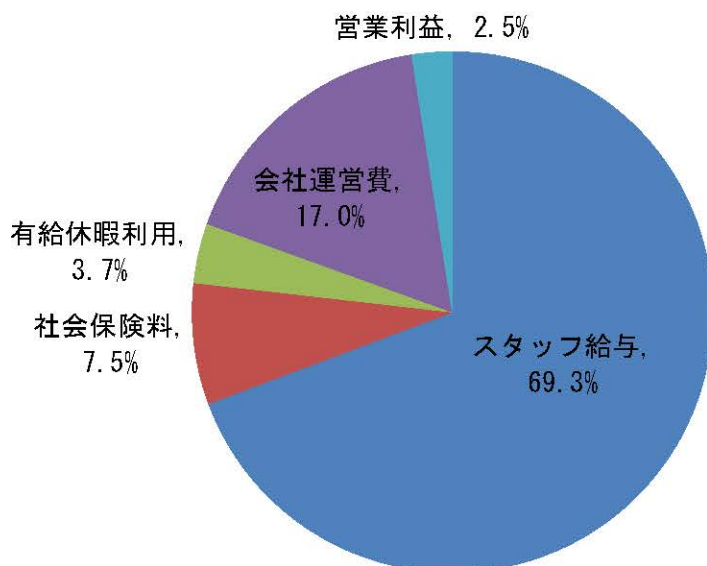


# 改正派遣法に基づくマージン率の公開

株式会社アステージ九州（平成25年度）

平成24年10月1日の「改正労働者派遣法」の施行により、派遣元事業者（当社）は、毎事業年度終了後、派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合（マージン率）を公開することが義務付けられました。（法第23条第5項）マージン率は、以下の計算式で算出されます。

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}}$$



マージン率	30.7% ※マージンには派遣元事業者として負担する健康保険・厚生年金・雇用保険・労働保険の費用となる社会保険料・スタッフの有給休暇取得分賃金・事業運用費（営業担当等の人件費・求人費・オフィス賃貸料等）が含まれています。
教育訓練	安全教育（入社時）
福利厚生	年次有給休暇・定期健康診断